

「建物内総住宅数」の把握方法の変更について

- 住宅・土地統計調査では、住宅の「建て方」が長屋建又は共同住宅の場合に限り、その建物内の住宅数（建物内総住宅数）を調査員が実地に把握している。
- 従来は、把握した当該住宅数を「調査対象名簿」に建物番号と併せて記入していたが、今回、「調査対象名簿」ではなく「建物調査票」に当該住宅数のみを記入する方法に変更する。
- これにより、下記イメージ図のとおり、従来、「調査対象名簿」に記入していた当該建物の建物番号の記載を省くことができること及び従来は、「調査対象名簿」の建物番号及び住宅番号を参照しながら長屋建又は共同住宅の建物のみを選別の上、「棟内総住宅数」欄に転記する必要があったところを、今回は、「建物調査票」の「住宅の建て方」欄を参照しながら、長屋建又は共同住宅の建物内総住宅数を記入できることになるため、効率的かつ容易に記入することが可能となる。

従来

調査対象名簿（平成 20 年住宅・土地統計調査）

平成20年住宅・土地統計調査 調査対象名簿（抽出用）
総務省統計局

世帯主又は代表者の氏名

建物番号

住宅番号

調査対象名簿（調査用）

世帯主又は代表者の氏名

建物番号

住宅番号

棟内総住宅数

長屋建又は共同住宅※のみを抜き出してその建物番号を転記※（同一建物番号で住宅番号が複数あるもの）

調査単位区内総住戸数

47戸

今回

建物調査票（案）（平成 25 年住宅・土地統計調査）

平成25年住宅・土地統計調査 建物調査票
平成25年10月1日総務省統計局

住宅の建て方

建物番号

住宅番号

棟内総住宅数

「住宅の建て方」欄を参照しながら、建物内総住宅数を記入（建物番号の転記が不要）